

## まちづくり計画について

1. 人口計画 (P13～19)
2. 土地利用計画 (P20～25)
3. 道路整備計画 (P26～29)
4. 緑の計画 (P30～32)
5. 交通計画 (P33)
6. 魅力あるまちづくり計画 (P33～35)

# 1. 人口計画

## 1-1. 国立市の将来人口の設定

### (1) 国立市の将来人口

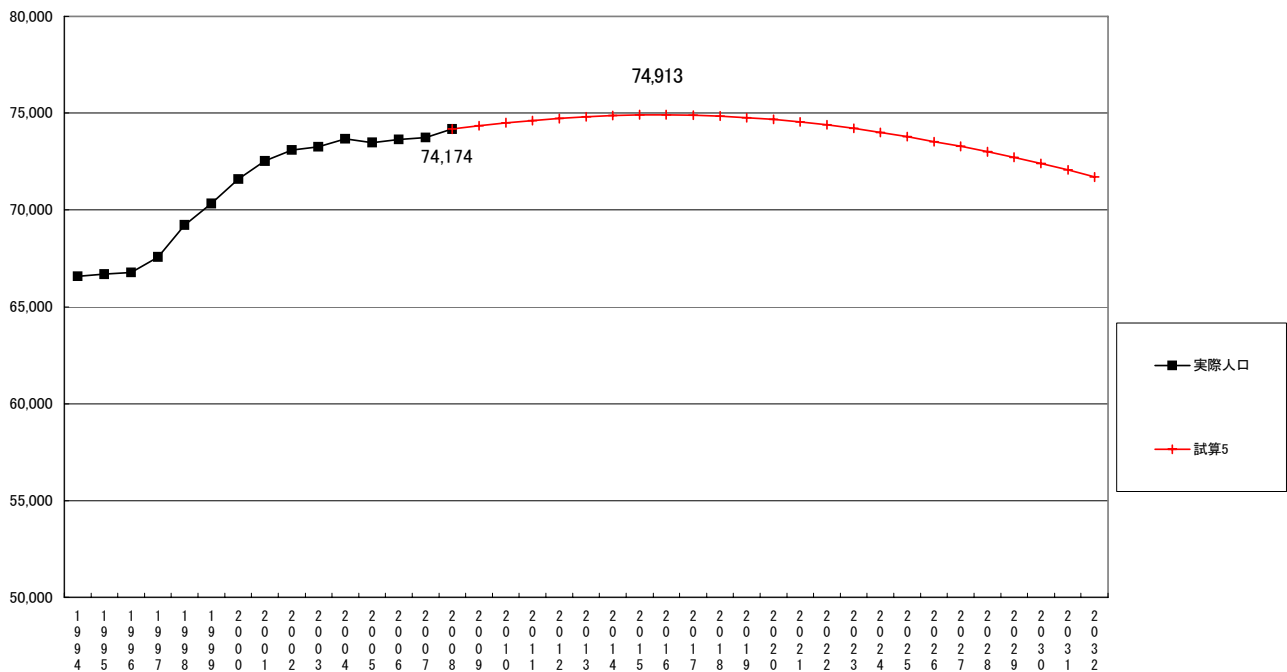
国立市では介護保険事業を展開するにあたり、各試算の検討の結果、2014（平成26）年の人口を74,910人とする試算5における推計を採用していることから、本計画における市の将来人口は同人口を採用することとする。

この推計結果による10年ごとの人口は以下のとおりであり、ピークは2016（平成28）年で74,913人となっている。

なお、この推計の基礎となる人口は住民基本台帳人口に外国人登録者数を加えたものであり、2005（平成17）年においては73,479人としているが、国勢調査人口と比べると2005（平成17）年の国勢調査人口72,667人に対して1.011倍の値となっている

●介護保険事業に関連する人口推計結果

年次	人口（人）
2005年	73,479
2010年	74,499
2020年	74,679
2030年	72,406



## 1-2. 南部地域の将来人口の想定

### (1) 南部地域の人口・世帯の状況

#### ① 住民基本台帳による推移

平成14年から平成21年までの各年1月1日現在の住民基本台帳による人口及び世帯数の推移は次のとおりである。

なお、町丁目での整理により表上では南武線を境に南側を南部地域としたため、南部地域には富士見台一、四丁目は含まれていない。

人口の推移は、南部地域外は平成14年から平成21年までに約8百人減少しているのに対して、南部地域は約18百人増加している。

人口の増加は、青柳以外が増加しており、増加数は、谷保（泉三丁目、矢川三丁目を含む）が約11百人、青柳一丁目が約4百人、泉二丁目が約2百人となっている。

国勢調査年次である平成17年から平成21年までの南部地域全体の人口の推移は、1,475人が増加しており、地区としては、現谷保の約6百人と泉二丁目の約4百人の増加が際立っている。

#### ●南部地域の人口の推移

	実数（人）									増減率（%） h21/h14
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年		
谷保	10,505	10,601	10,863	10,866	11,149	11,390	11,495	11,633	10.7	
谷保	10,505	10,601	10,863	10,135	10,355	10,522	10,594	10,743		
泉3丁目	-	-	-	481	511	536	556	550		
矢川3丁目	-	-	-	250	283	332	345	340		
青柳	1,729	1,721	1,710	1,665	1,610	1,533	1,611	1,594	-7.8	
青柳1丁目	1,356	1,556	1,550	1,569	1,582	1,756	1,787	1,769	30.5	
青柳3丁目	514	530	535	526	520	514	545	562	9.3	
石田	137	128	132	135	125	143	152	153	11.7	
泉1丁目	104	104	99	93	93	117	129	136	30.8	
泉2丁目	1,092	1,060	946	900	955	1,050	1,297	1,320	20.9	
泉4丁目	127	121	135	128	129	189	190	190	49.6	
南部地域合計	15,564	15,821	15,970	15,882	16,163	16,692	17,206	17,357	11.5	
南部地域外合計	56,221	56,121	56,332	56,219	56,066	55,656	55,538	55,385	-1.5	
国立市合計	71,785	71,942	72,302	72,101	72,229	72,348	72,744	72,742	1.3	

#### ●南部地域の世帯数の推移

	実数（世帯）									増減率（%） h21/h14
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年		
谷保	4,334	4,377	4,512	4,571	4,731	4,899	4,994	5,074	17.1	
谷保	4,334	4,377	4,512	4,272	4,413	4,555	4,636	4,716		
泉3丁目	-	-	-	196	206	216	225	223		
矢川3丁目	-	-	-	103	112	128	133	135		
青柳	736	746	756	752	747	727	775	769	4.5	
青柳1丁目	568	639	649	652	652	728	745	769	35.4	
青柳3丁目	208	220	225	217	223	219	234	246	18.3	
石田	78	75	73	72	72	80	87	81	3.8	
泉1丁目	56	55	53	49	46	58	68	67	19.6	
泉2丁目	395	397	355	341	363	404	514	534	35.2	
泉4丁目	56	53	57	53	54	71	71	68	21.4	
南部地域合計	6,431	6,562	6,680	6,707	6,888	7,186	7,488	7,608	18.3	
南部地域外合計	25,856	26,069	26,197	26,223	26,355	26,440	26,599	26,621	3.0	
国立市合計	32,287	32,631	32,877	32,930	33,243	33,626	34,087	34,229	6.0	

出典：統計くになち

② 2005（平成17）年の地片別の人口の想定

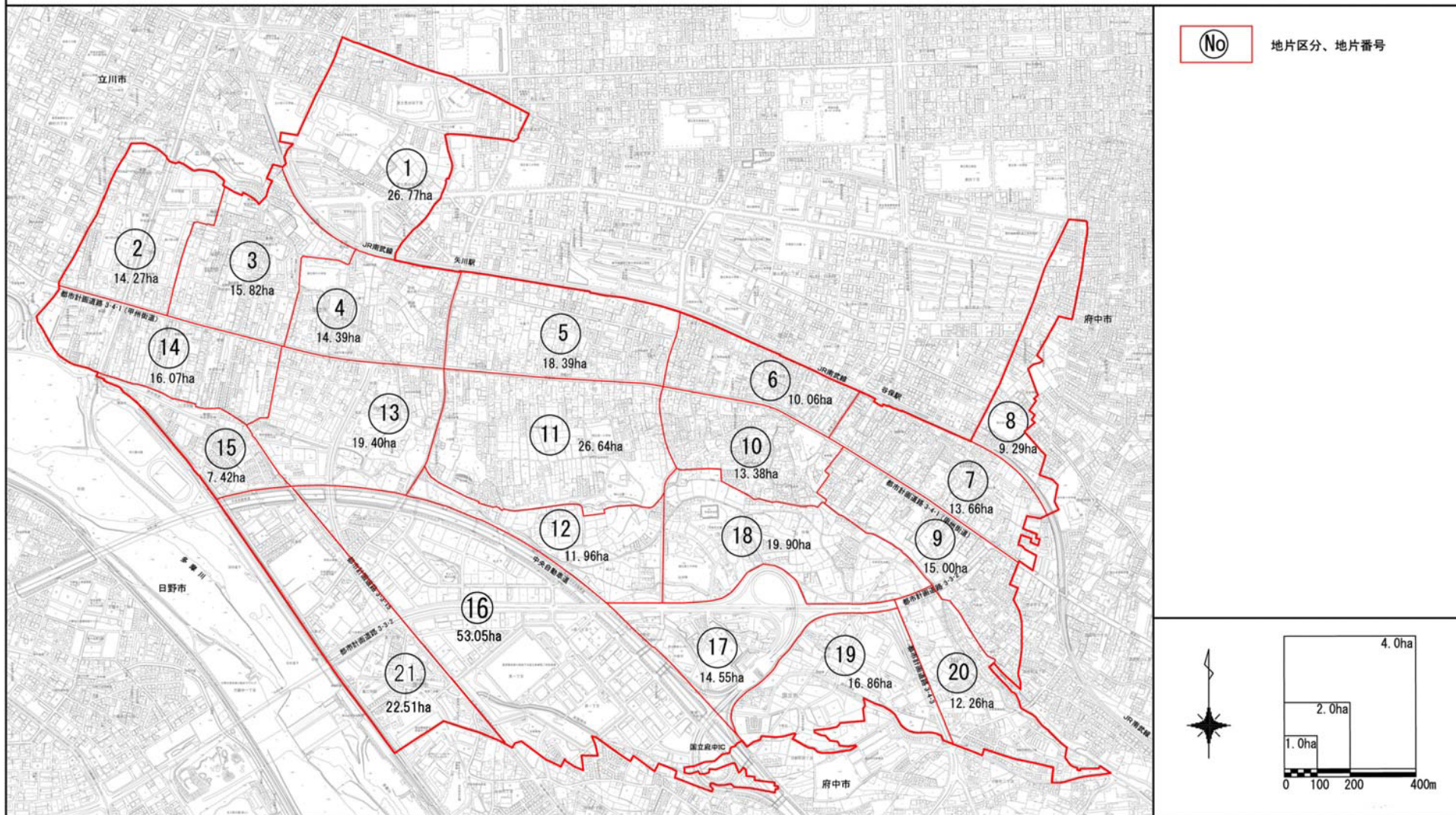
2005（平成17）年の国勢調査の調査区データから、南部地域を仮に区分した地片別の人口と世帯を整理すると次のとおりである。

なお、本計画の将来人口は、国勢調査人口の1.011倍であるため、本計画の市の将来人口と整合を図るため国勢調査人口に1.011を乗じて想定した。

●地片別人口

地片番号	2005（平成17）年 想定人口（人）	2005（平成17）年国勢調査	
		人口（人）	世帯数（世帯）
①	2,228	2,204	1,066
②	1,004	993	355
③	1,515	1,499	651
④	809	800	327
⑤	1,315	1,301	514
⑥	791	782	306
⑦	1,262	1,248	539
⑧	573	567	231
⑨	1,109	1,097	430
⑩	918	908	339
⑪	1,134	1,122	467
⑫	202	200	79
⑬	660	653	238
⑭	1,597	1,580	730
⑮	750	742	297
⑯	224	222	102
⑰	144	142	42
⑱	450	445	138
⑲	439	434	124
⑳	538	532	213
㉑	1,501	1,485	568
南部地域合計	19,163	18,956	7,756

# 地 片 区 分 図



## (2) 南部地域の住宅の受け皿の検討

南部地域における土地区画整理事業は、既に完了した地区から今後の計画を含め現在以下の7地区、48.8haである。

土地区画整理事業は、事業計画において将来の計画人口を定めていることから、現状では住宅地の土地利用がなされていなくても将来的には住宅地としての受け皿を持ち合わせていることから、当該地区内の人口と将来の計画人口の差が受け入れ可能な人口として想定され、平成21年3月時点では、将来の計画人口と当該時点の想定人口の差である2,991人の受け入れが可能ということとなる。

なお、2005（平成17）年人口は、本計画の市の将来人口との整合を図るため国勢調査人口に1.011を乗じて想定している。

### ●南部地域における土地区画整理地区の将来の計画人口等

地区名等		面積 (ha)	将来の計画人口 (人)	平成21年3月時点の想定人口 (人)	2005（平成17）年想定人口 (人)
谷保第一地区	完了	12.1	730	100	50
谷保第二地区	完了	2.6	165	118	94
寺之下地区	完了	12.7	1,000	65	15
青柳・石田地区	完了	7.4	590	345	122
四軒在家地区	完了	6.1	550	121	102
城山南地区	事業中	6.4	570	15	15
下新田地区	計画中	1.5	150	0	0
合計		48.8	3,755	764	398

## (3) 南部地域における将来人口の想定

本計画の市の将来人口を基に、南部地域の人口・世帯の状況を勘案し、今後増加する人口の大半は南部地域で受け止めることを前提条件として南部地域における将来人口を想定する。

### ①南部地域外における将来人口の想定

本計画の市の将来人口によると2005（平成17）年では73,479人であり、想定した同時期の南部地域の人口が19,163人のため、その差し引いた数値が同時期の南部地域外の人口と想定することができ、数として54,316人となる。

一方、統計く私たちの南部地域の人口の推移によると南武線北側の南部地域外人口は、2009（平成21）年は55,385人であり、2005（平成17）年は56,219人であるので、2009年は2005年の0.985倍となっている。

したがって、想定した2005（平成17）年の南部地域外の人口に2005年から2009年の推移として0.985倍を乗じた数値が2009（平成21）年の南部地域外の人口として捉えられる。

なお、今後増加する人口の大半は南部地域で受け止めること的前提条件により、今後は維持していくものとして固定する。

2020（平成32）年の南部地域外の人口：53,500人（54,316人×0.985=53,501人）

### ②南部地域における将来人口の想定

2020（平成32）年の南部地域の人口は、2020（平成32）年の本計画の市の将来人口から上述の南部地域外の人口の差として捉えられる。

2020（平成32）年の南部地域の人口：約22,000人（74,700人－53,500人=21,200人）

(4) 南部地域の地片別における将来人口の想定

先に想定した南部地域における 2020 (平成 32) 年の将来人口を地片別の要素に基づき地片別の人口を想定する。

なお、地片別人口の想定にあたっては、変更要素として以下を前提条件とする。

- ①土地区画整理事業が完了した地区については、2020 (平成 32) 年までに現在宅地として利用されていない面積の 5 割が市街化されることとし、事業中の城山南地区と計画中的下新田地区は 3 割が市街化されることとする。
- ②2005 (平成 17) 年以降に人口が増加していると想定されている地区についての上乗せ。  
土地区画整理事業が完了した地区は 2005 (平成 17) 年国勢調査人口と現況人口の差  
泉二丁目は都営アパート (住宅団地) 部の転入増加分  
谷保で増加している 600 人は、谷保を構成する地片の人口総数に対する構成比で配分
- ③その他の受け入れが必要な人口は、市街化が見込まれる駅周辺の地片 4~7 地片で受け止める。なお、都市計画道路が整備される予定の地片 4、7 では、5、6 の 2 倍の増加を見込む。

●地片別における将来人口

単位：人

地片番号	2005(平成 17) 年想定人口	2005(平成 17)以降増加 している人口			新たに増加する 人口		2020(平成 32) 年想定人口
		土地区画 整理	住宅 団地	その他	土地区画 整理	その他	
①	2,228						2,228
②	1,004	223			123		1,350
③	1,515						1,515
④	809			48		40	897
⑤	1,315			78		20	1,413
⑥	791			47		20	858
⑦	1,262			75		40	1,377
⑧	573						573
⑨	1,109			66			1,175
⑩	918			54			972
⑪	1,134			67			1,201
⑫	202			12	167		381
⑬	660	19		39	215		933
⑭	1,597						1,597
⑮	750						750
⑯	224	100			783		1,107
⑰	144			9			153
⑱	450			27			477
⑲	439			26			465
⑳	538	24		32	69		663
㉑	1,501		420				1,921
南部地域合計	19,163	366	420	580	1,357	120	22,006

●地区別における将来人口

地 区	2005(平成 17) 年想定人口 (人)	2020(平成 32) 年想定人口 (人)	地 片
富士見台一丁目地区	570	570	8
富士見台四丁目地区	2,230	2,230	1
青柳崖線北側地区	12,110	13,280	2~7、9~11、13、14
青柳崖線南側地区	4,250	5,920	12、15~21
合 計	19,160	22,000	

### 1-3. 南部地域の将来人口の想定に基づく南部地域整備の方向性

南部地域の将来人口は、一定の条件を前提に想定したものであるが、その結果 2020（平成 32）年までに受け入れる必要のある人口は、地片別における将来人口の表の新たに増加する人口とした約 15 百人である。

さらに、その新たに増加する人口の受け皿の条件として、土地区画整理事業地区内の定着を主としたが、約 15 百人の新たに増加する人口を全て受け入れたとしても土地区画整理事業における事業計画上の将来の計画人口に対しては、まだ 2 千人分の余裕が生ずる結果となる。

単位：人

	内 容	人 口	備 考
①	土地区画整理事業における将来の計画人口	3,755	
②	土地区画整理事業地内で 2005(平成 17)以降増加している人口	366	
③	新たに増加する人口	1,477	
	差し引き	1,912	①-②-③

このような住宅地の需給状況に限って検討すると、今後の南部地域整備の方向性は、南部地域の居住環境の改善や良好な環境の保全を基本として、南部地域や国立市の魅力や活力を高める都市機能誘導を目的とした基盤整備を実施することが望ましいと考えられる。



## 2. 土地利用計画

都市計画や上位計画及び地区別の基本構成に基づき次のように地区を分類する。

### 主な分類

(1) 商業・業務地

比較的規模の大きな商業や業務施設が立地する地区

(2) 住宅・商業複合地

中層の住宅地と地域に密着した商業や業務施設が立地する地区

(3) 沿道複合地

自動車交通の利便性を活かした商業や業務施設も立地する地区

(4) 住宅・工業共存地

住宅と業務、商業、軽工業が共存する地区

(5) 住宅・流通業務共存地

住宅と流通業務施設等が共存する地区

(6) 低中層住宅地

低層及び中層の住宅が共存する地区

(7) 中高層住宅地

中高層住宅地等が存在する地区

(8) 農地と調和した低層住宅地

低層住宅地の内で当面は農地と共存すると考えられる地区

(9) 低層住宅地

上記以外の地区

(10) 主な公共施設・その他

主な公共公益施設等が存在する地区

## 2-1. 地区別の土地利用計画

### 富士見台一丁目地区

#### (1) 沿道複合地

都市計画道路3・3・2号線、同3・4・5号線沿道を自動車交通の利便性を活かした商業や業務施設も立地する沿道複合地として位置づけ、適正な土地利用と魅力ある沿道景観の形成を図る。

#### (2) 低中層住宅地

都市計画道路3・5・9号線沿道を低層及び中層の住宅が共存する低中層住宅地として位置づけ、適正な土地利用を誘導する。

#### (3) 低層住宅地

その他の地区を低層住宅地として位置づけ、居住環境の改善を図る。

#### (4) 主な公共施設・その他

主な公共施設等は環境の維持と増進を図る。

### 富士見台四丁目地区

#### (1) 低中層住宅地

都市計画道路3・4・4号線、同3・4・13号線、同3・3・15号線の沿道と都営矢川北アパート北東の地区(富士見台四丁目23、24番地)を低層及び中層の住宅が共存する低中層住宅地として位置づけ、適正な土地利用を誘導する。

#### (2) 中高層住宅地

都営矢川北アパート及びグランソシエ国立を中高層住宅地として位置づけ、その環境の維持と保全を図る。

#### (3) 低層住宅地

その他の地区を低層住宅地として位置づけ、居住環境の改善を図る。

#### (4) 主な公共施設・その他

主な公共施設等は環境の維持と増進を図る。

### 青柳崖線北側地区

#### (1) 住宅・商業複合地

谷保駅及び矢川駅南口周辺を中層の住宅地と地域に密着した商業や業務施設が立地する住宅・商業複合地として位置づけ、駅前広場等の都市基盤の整備と南部の玄関口にふさわしい土地利用を誘導する。

住宅・商業複合地について	
市民検討会からの意見	谷保駅、矢川駅南口の商業系の位置づけは無理に思える。沿道複合地程度の位置づけでよいのではないか。
取り扱いの方針	現行計画の踏襲及び両駅が都市計画マスタープランにおいて地域拠点として位置づけられているため、原案のとおりで進めることとします。

## (2) 沿道複合地

都市計画道路 3・3・2号線（日野バイパス）、同 3・3・15 号線、3・4・1号線（甲州街道）の沿道と谷保駅西側の南北方向の都道第 146 号線、矢川駅東側の南北方向の市道南第 15 号線の一部の沿道を自動車交通の利便性を活かした業務・商業施設も立地する沿道複合地として位置づけ、適正な土地利用と魅力ある沿道景観の形成を図る。

## (3) 住宅・工業共存地

現在の用途地域が準工業地域である南北方向の市道南第 17 号線、同 20 号線から西側の地区を住宅と業務、商業、軽工業が共存する住宅・工業共存地として位置づけ、適正な土地利用誘導と環境の改善を図る。

## (4) 低中層住宅地

都市計画道路 3・4・14 号線と矢川駅東側の南北方向の市道南第 26 号線の一部の沿道を低層及び中層の住宅が共存する低中層住宅地として位置づけ、適正な土地利用を誘導する。

低中層住宅地について	
市民検討会からの意見	天神公園西側、インター入口付近および字一本松の地域も「農地と調和した低層住宅地」として位置づけてほしい農地がまだ残っている。
取り扱いの方針	都市計画道路 3・3・2号線から西側の天神下地域を「農地と調和した低層住宅地」として位置付けることとします。

## (5) 農地と調和した低層住宅地

都市計画道路 3・3・2号線（日野バイパス）から谷保天満宮までの地区と都市計画道路 3・4・14 号線から都市計画道路 3・3・15 号線までの地区を当面は農地と共存するする地区として捉え、生産緑地等の農地と一体となった緑豊かな低層住宅地として位置づけ、良好な環境の保全と居住環境の改善を図る。

## (6) 低層住宅地

その他の地区を低層住宅地として位置づけ、居住環境の改善を図る。

## (7) 主な公共施設・その他

主な公共施設等は環境の維持と増進を図る。

## 青柳崖線南側地区

### (1) 商業・業務地

清化園跡を比較的規模の大きな商業施設や業務施設が立地する商業・業務地として位置づけ、適正な土地利用を誘導する。

### (2) 沿道複合地

都市計画道路 3・3・2号線（日野バイパス）、同 3・4・3号線の一部の沿道を自動車交通の利便性を活かした業務・商業施設も立地する沿道複合地として位置づけ、適正な土地利用と魅力ある沿道景観の形成を図る。

### (3) 住宅・工業共存地

現在の用途地域が準工業地域である都市計画道路 3・3・15 号線以南の地区を住宅と業務、商業、軽工業が共存する住宅・工業共存地として位置づけ、適正な土地利用誘導と環境の改善を図る。

### (4) 住宅・流通業務共存地

現在の用途地域が準工業地域であるうち、都市計画道路 3・3・15 号線以南の準工業地域を除いた地

区とヤクルト研究所を、住宅と流通業務施設が共存する住宅・流通業務共存地として位置づけ、適正な土地利用誘導と環境の改善を図る。

**(5) 低中層住宅地**

谷保第二土地区画整理地区の市道南第 44 号線沿道を低層及び中層の住宅が共存する低中層住宅地として位置づけ、適正な土地利用を誘導する。

**(6) 中高層住宅地**

都営泉二丁目アパートを中高層住宅地として位置づけ、その環境の維持と保全を図る。

**(7) 農地と調和した低層住宅地**

中央自動車道と都市計画道路 3・3・2 号線（日野バイパス）から北側の地区（ヤクルト研究所を除く）を当面は農地と共存するする地区として捉え、生産緑地等の農地と一体となった緑豊かな低層住宅地として位置づけ、良好な環境の保全と居住環境の改善を図る。

低中層住宅地について	
市民検討会からの意見	天神公園西側、インター入口付近および字一本松の地域も「農地と調和した低層住宅地」として位置づけてほしい農地がまだ残っている。
取り扱いの方針	都市計画道路 3・3・2 号線から西側の天神下地域を「農地と調和した低層住宅地」として位置付けることとします。なお、土地利用計画図における着色範囲の変更で対応いたします。

**(8) 低層住宅地**

その他の地区を低層住宅地として位置づけ、居住環境の改善を図る。

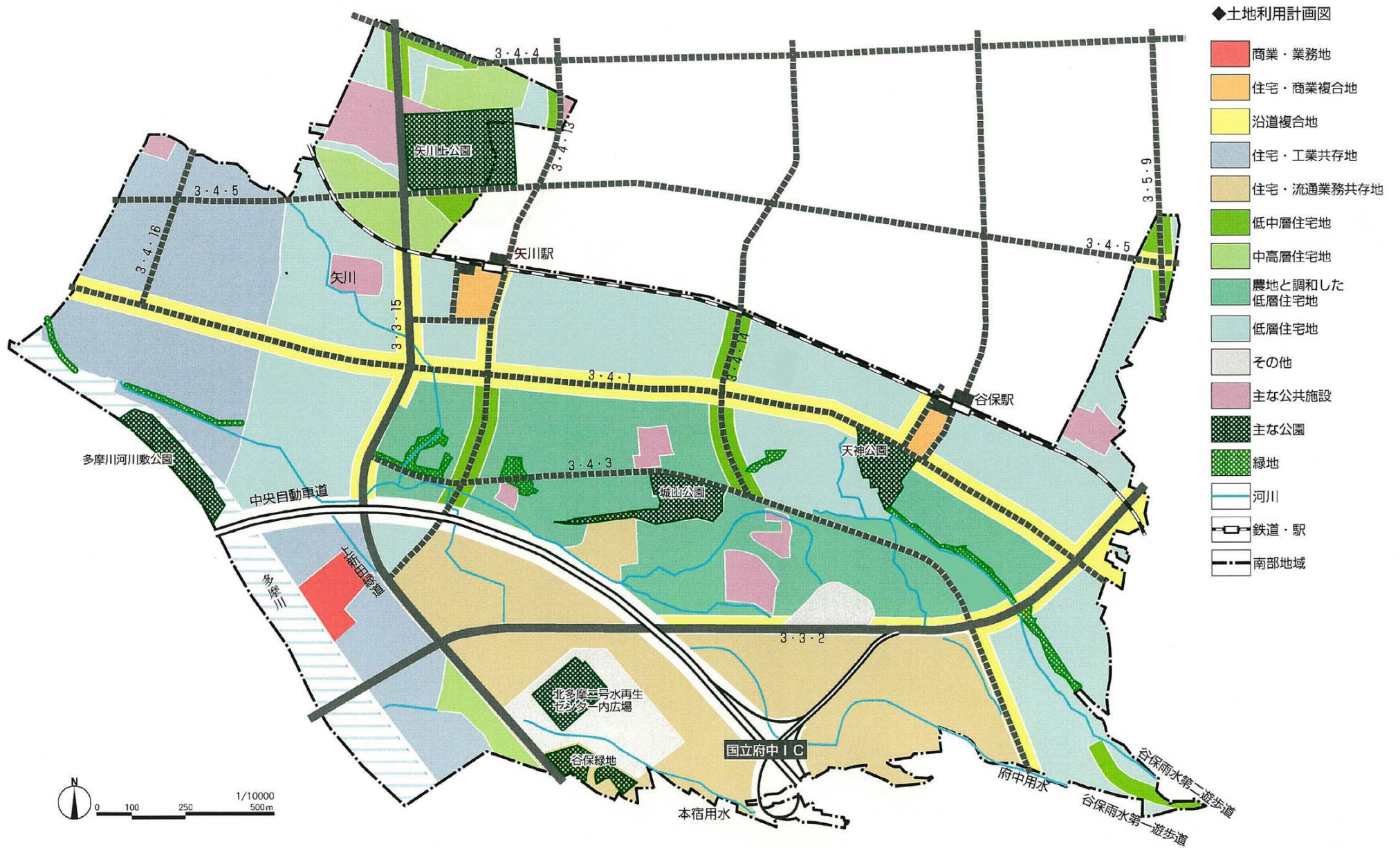
**(9) 主な公共施設・その他**

主な公共施設等は環境の維持と増進を図る。

地区別の土地利用計画

土地利用計画	富士見台一丁目地区	富士見台四丁目地区	青柳崖線北側地区	青柳崖線南側地区
商業・業務地	—	—	—	清化園跡地
住宅・商業複合地	—	—	谷保駅南口周辺 矢川駅南口周辺	—
沿道複合地	都市計画道路沿道 3・3・2号線 3・4・5号線	—	都市計画道路沿道 3・3・2号線 3・3・15号線 3・4・1号線 都道第146号線沿道 市道南第15号線沿道	都市計画道路沿道 3・3・2号線 3・4・3号線の 一部
住宅・工業共存地	—	—	市道南第17、20号線 以西地区	都市計画道路3・3・ 15号線以南の地区
住宅・流通業務 共存地	—	—	—	都市計画道路3・3・ 15号線以南の地区を 除いた準工業地域と ヤクルト研究所
低中層住宅地	都市計画道路沿線 3・5・9号線	都市計画道路沿道 3・4・4号線 3・4・13号線 3・3・15号線 富士見台四丁目23、 24番地	都市計画道路沿道 3・4・14号線 市道南第26号線沿道	市道南第44号線沿道
中高層住宅地	—	都営矢川北アパート グランソシエ国立	—	都営泉二丁目アパート
農地と調和し た低層住宅地	—	—	都市計画道路3・3・ 2号線から谷保天満 宮までの地区 都市計画道路3・4・ 14号線から同3・3・ 15号線までの地区	ヤクルト研究所を除 く中央自動車道と都 市計画道路3・3・2 号線から北側の地区
低層住宅地	それ以外の地区	それ以外の地区	それ以外の地区	それ以外の地区
主な公共施 設・その他	国立第七小学校	東京女子体育大学	国立第一小学校 国立第六小学校 郷土文化館 職業能力開発センター	国立第三中学校 浄水所 北多摩二号水再生センター





### 3. 道路整備計画

#### 3-1. 道路網の配置等

既定の都市計画道路等を基本に、都市計画マスタープランに定められている都市活動及び市民生活を支える道路の段階的な配置を行い、道路の整備を促進する。

##### (1) 主要幹線道路

交流や産業活動を支える都市間を結ぶ主要幹線道路の整備を促進及び推進する。

###### 1) 都市計画道路

- ①都市計画道路 3・3・2 号線：計画幅員 28m
- ②都市計画道路 3・3・15 号線：計画幅員 25～33.7m

##### (2) 地域幹線道路

主要幹線道路を結び円滑な交通を処理するとともに南部地域の骨格となる地域幹線道路の整備を促進及び推進する。なお、既存道路等の計画幅員は、8m以上とする。

###### 1) 都市計画道路

- ①都市計画道路 3・4・1 号線：計画幅員 16m (概ね完成)
- ②都市計画道路 3・4・3 号線：計画幅員 18～25m (一部完成)
- ③都市計画道路 3・4・4 号線：計画幅員 16m (完成)
- ④都市計画道路 3・4・5 号線：計画幅員 20～33.7m
- ⑤都市計画道路 3・4・13 号線：計画幅員 16m (完成)
- ⑥都市計画道路 3・4・14 号線：16～20.5m
- ⑦都市計画道路 3・4・16 号線：計画幅員 16m (完成)
- ⑧都市計画道路 3・5・9 号線：計画幅員 12m

※完成は、南部地域整備基本計画区域内における状況を示す。

###### 2) 既存道路等

- ①谷保駅西側の南北方向の都道 146 号線
- ②矢川駅東側の南北方向の市道南第 15 号線及び同南第 26 号線 (石田街道)
- ③谷保駅及び矢川駅南口における駅前広場へのアプローチ道路 (想定道路)

##### (3) 生活幹線道路

地域幹線道路を結び円滑な交通を処理するとともに地区の骨格となる主要な道路を生活幹線道路として整備を推進する。なお、既存道路等の計画幅員は、8m以上とする。

##### (4) 区画道路

居住地区内の日常生活に密着した区画道路の整備を推進する。

この内、主要な区画道路の計画幅員は 6m以上とし、その他の区画道路の幅員は 4m以上とする。

##### (5) 主な歩行軸

地域の拠点等を結ぶ歩行者の導線として位置付けた道路における歩行空間の整備を推進する。

- ①都市計画道路 3・4・13 号線
- ②矢川駅から清化園

### 3-2. 整備の優先

#### (1) 主要幹線道路

平成27年度までに優先的に整備すべき路線に選定されている次の都市計画道路の整備を促進する。

- ①都市計画道路3・3・2号線（東京都施工予定）
- ②都市計画道路3・3・15号線（矢川上土地地区画整理区域内は国立市施工、それ以外は東京都施工予定）

#### (2) 地域幹線道路

平成27年度までに優先的に整備すべき路線に選定されている次の都市計画道路等の整備を促進する。

- ①都市計画道路3・3・2号線から国立市大字谷保字栗原までの間の都市計画道路3・4・3号線（国立市施工予定）
- ②都市計画道路3・4・5号線（東京都施工予定）
- ③都市計画道路3・4・14号線（国立市施工予定）
- ④矢川駅東側の南北方向の甲州街道以南の市道南第26号線（石田街道）

#### (3) 生活幹線道路

次の道路の整備を促進する。

- ①第七小学校北側の東西方向の市道南第1号線
- ②第七小学校西側の南北方向の市道南第4号線
- ③都市計画道路3・3・2号線以南の市道八王子道

#### (4) 主要な区画道路

次の道路の整備を促進する。

- ①東京女子体育大学西側の南北方向の甲州街道以北の市道南第17号線（ちどり道）
- ②青柳地区青柳崖線北側の東西方向の市道南第19号線
- ③東京女子体育大学西側の南北方向の甲州街道以南の市道南第20号線
- ④多摩川堤防沿いの市道南第36号線（多摩川堤防道路）

### 3-3. 駅前広場

谷保駅南側及び矢川駅南側において、バス交通の処理が可能な一定水準の機能と環境を持つ駅前広場の整備を検討する。

#### (1) 駅前広場の規模

駅前広場の規模は、乗降人員を基に算出するのが一般であり、年間平均1日乗降人員が73,000人以下の場合は、次の標準式により算出される。

標準式  $A = 0.119x$

上限  $A = 0.128x$

下限  $A = 0.088x$

※A：総面積（㎡）、x：年間平均1日鉄道乗降人数（人）

平成17年度における1日乗降客数は、谷保駅が約18,400人で、矢川駅が約13,600人であり、こ



の乗降客数を標準式にあてはめると、必要となる駅前広場の規模は次のとおりとなる。



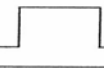
谷保駅： $0.119 \times 18,400 = 2,190 \text{ m}^2$

矢川駅： $0.119 \times 13,600 = 1,619 \text{ m}^2$

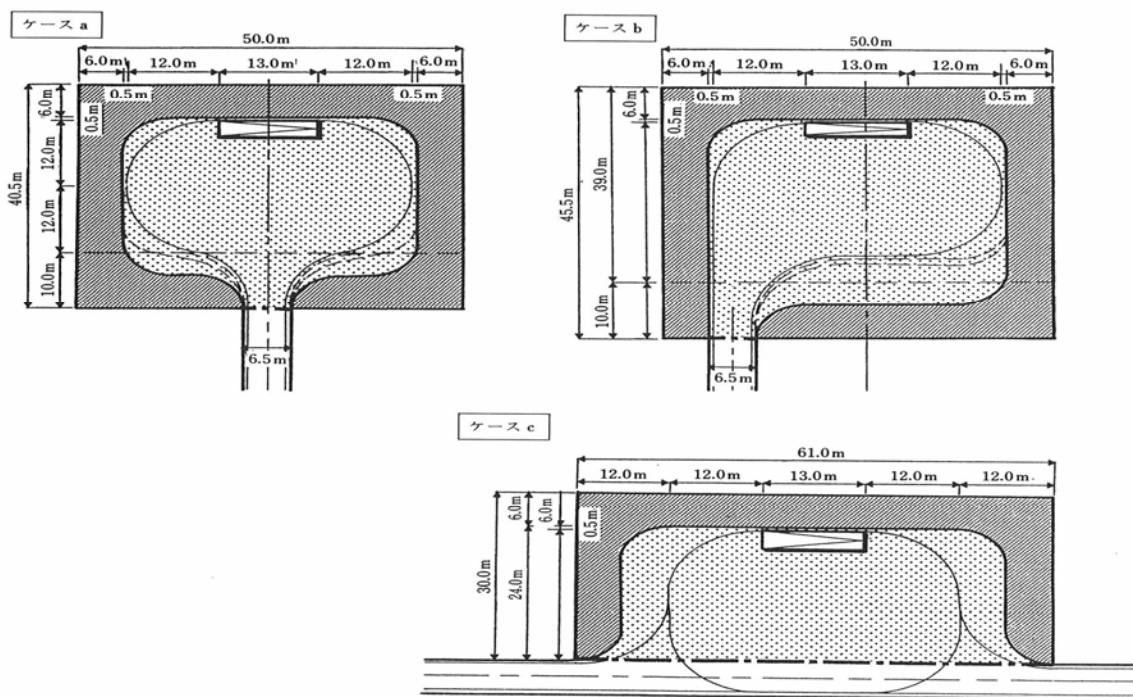
なお、この駅前広場の規模は駅南北に対するものであり、駅南北の乗降客数が同数だとすれば、南側における必要面積は半分の約  $1,000 \text{ m}^2$  と考えられる。

一方、建設省都市局都市交通調査室監修の駅前広場計画指針では、交通空間面積算定手順に係わらず、交通空間機能が確保できる最低限の面積を確保することが望ましいとして、一般車が円滑に利用できるようにするとともに、バスの出入りに対応することができる規模として  $2,000 \text{ m}^2$  を基本とすることが示されている。

● 小さな駅の交通広場面積（バス出入りの場合）

ケース	街路との関係	横(m)	縦(m)	全面積(m <sup>2</sup> )
a		50	40.5	2,025
b		50	45.5	2,275
c		61	30.0	1,830

注) 縦：駅に対して垂直方向 横：駅に平行方向



したがって、谷保駅及び矢川駅南側周辺は、地域拠点として位置づけられていることから、環境空間を豊かに確保することとし、標準的な規模より大きな  $2,500 \text{ m}^2$  を確保することとする。



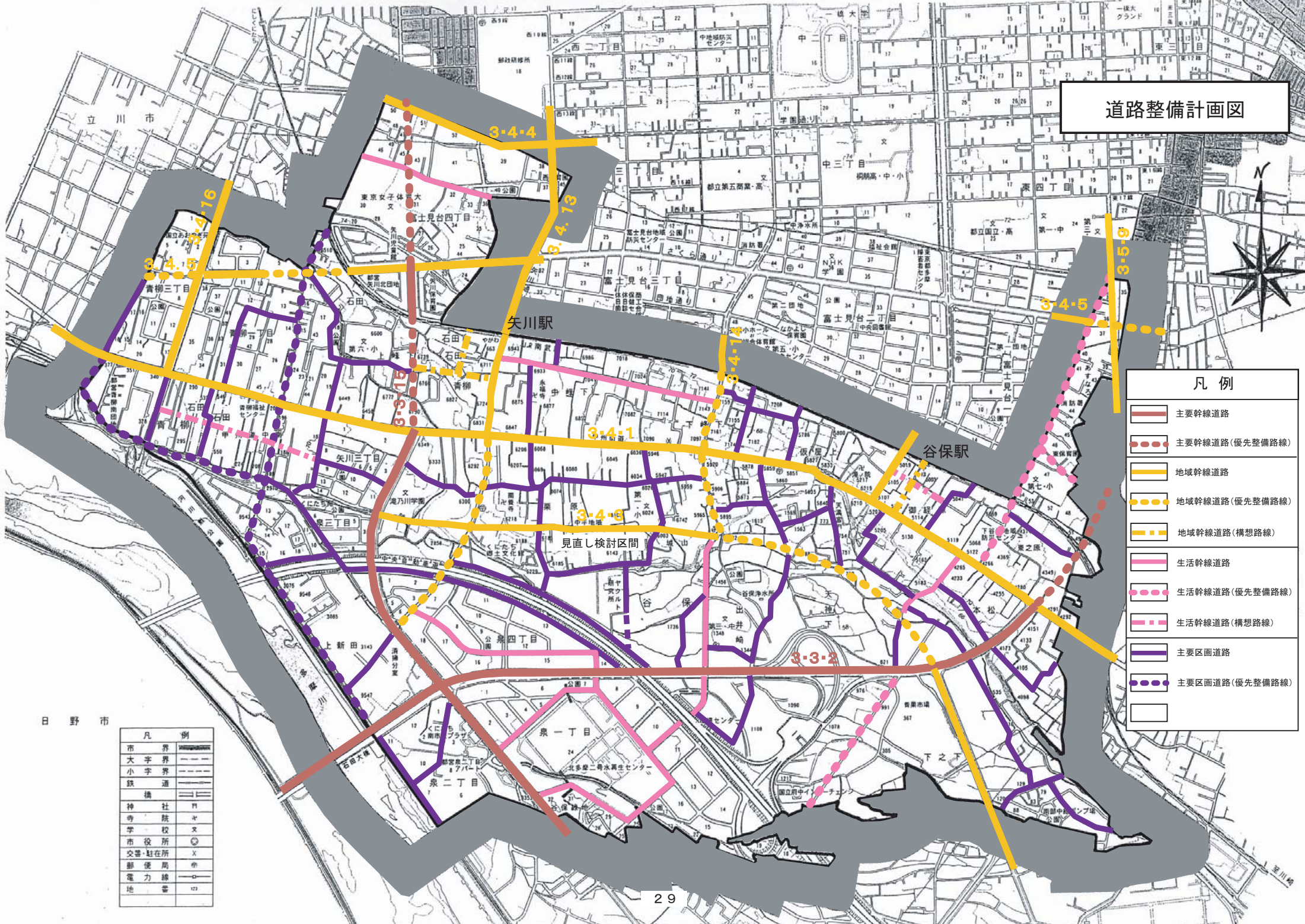
# 道路整備計画図



凡例	
	主要幹線道路
	主要幹線道路(優先整備路線)
	地域幹線道路
	地域幹線道路(優先整備路線)
	地域幹線道路(構想路線)
	生活幹線道路
	生活幹線道路(優先整備路線)
	生活幹線道路(構想路線)
	主要区画道路
	主要区画道路(優先整備路線)

凡例	
	市界
	大字界
	小字界
	鉄道
	神社
	寺院
	学校
	市役所
	交番・駐在所
	郵便局
	電力線
	地番

日野市





## 4. 緑の計画

### 4-1. 緑の配置計画

緑の基本計画に基づき、公園、緑地等の整備を推進する。

#### (1) 緑の保全及び育成

##### ① 矢川の保全

伝統や自然的な護岸への改修を推進し、水辺環境の保全や再生に努める。

##### ② 水路、湧水の保全

自然的な護岸への改修を推進し、水辺環境の保全や向上に努める。

##### ③ 農地の保全

生産緑地地区はその継続に努めるとともに、新たな生産緑地地区指定を推進する。

#### (2) 緑の復元及び再生

##### ① 青柳崖線樹林地

緑地保全地区の指定を推進し自然空間を保全するとともに、青柳崖線樹林地の連続性の復元を図る。

##### ② 甲州街道沿道の屋敷林の維持再生を図る。

所有者の理解を得ながら保全に努める。

#### (3) 緑の創出及び向上

##### 1) 地区公園（運動公園）

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とした誘致距離は1kmの公園で、スポーツ・レクリエーションなど多様な運動公園的な機能を持った公園化の整備を推進する。

###### ① 矢川上公園（都市計画公園）

###### ② 多摩川河川敷公園

##### 2) 街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として、誘致距離は250mで敷地面積は0.25haを標準として配置し、街区公園として整備された公園の維持、保全に努める。

###### ① 緑川東公園（整備済）

###### ② 緑川西公園（整備済）

###### ③ 寺之下親水公園（整備済）

###### ④ 四軒在家公園（整備済）

###### ⑤ ママ下湧水公園（整備済）

##### 3) 近隣公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として、誘致距離は500mで敷地面積は2haを標準として配置し、整備の推進を図る。

###### ① 天神公園（都市計画公園）

###### ② 城山公園（都市計画公園）

###### ③ 北多摩2号処理場

#### 4) 都市緑地

既存の緑地空間の維持に加え、多様な生態系の保全、創出を図る。

①青柳北緑地（都市計画緑地）

②谷保緑地（都市計画緑地）

#### 5) 主な歩行軸

地域拠点を結び南部の自然空間とのふれあいを周遊する歩行者の導線として位置付けた道路等における歩行空間の整備を推進する。

①矢川沿いの道路

②谷保雨水第一遊歩道

③谷保雨水第二遊歩道から谷保駅方面

④谷保雨水第二遊歩道から都市計画道路 3・4・14 号線

⑤谷保雨水第二遊歩道から立川方面

⑥谷保緑地から都市計画道路 3・3・2 号線

### 4-2. 整備の優先

#### (1) 地区公園

緑の基本計画において、公園、学校や公共施設等と一体的な地域の中心となる緑として拠点となる緑に位置づけられ、平成 27 年度までに重要な公園として重点化を図る公園に選定されている矢川上公園の整備を推進する。

#### (2) 近隣公園

緑の基本計画において、環境を支える大規模で質の高い緑地として中核となる緑に位置づけられ、平成 27 年度までに優先的に整備に着手する予定の重点公園に選定されている城山公園の整備を推進する。

#### (3) 公園整備区域

公園、緑地の誘致距離を超える地域を公園整備区域として公園の配置整備を推進する。



# 緑の計画図



- ### 凡例
- 主要幹線道路(整備済)
  - 主要幹線道路(未整備)
  - 地域幹線道路(整備済)
  - 地域幹線道路(未整備)
  - 地域幹線道路(構想路線)
  - 主な歩行軸
  - 公園
  - 緑地
  - 段丘(ハケ)の樹林
  - 主な河川及び水路
  - 優先整備公園
  - 公園整備区域

凡例	
市界	——
大字界	——
小字界	——
鉄道	——
橋	——
神社	卍
寺院	卍
学校	Ⓐ
市役所	Ⓐ
交番・駐在所	X
郵便局	〒
電力線	——
地番	123

日野市



## 5. 交通計画

### 5-1. 交通体系の整備

鉄道駅から 1.0 km を超える地域である鉄道駅の利用不便地域、バス停から 300m を超える地域であるバス利用不便地域の解消を図るため、交通体系の整備を促進する。

交通体系の整備には、道路整備を進めることを優先とし、民間バス路線の誘導やコミュニティバス等の運行の検討を推進する。

## 6. 魅力あるまちづくりの計画

### 6-1. 歴史・文化環境の整備と保全

市内の指定・登録文化財や市所有の文化財は、地域の資源のため保全し、魅力的で潤いのあるまちづくりに活用することを推進する。

### 6-2. 地域のコミュニティづくり

地域コミュニティづくりに役立ち、地域活動の拠点となるコミュニティ施設の整備や充実などを推進する。

### 6-3. 地域環境の整備

それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備または保全するため、地区計画や建築協定の制度の活用を推進する。

### 6-4. 町名地番の整備

平成 2 年 3 月の国立市町名整理審議会からの答申による町名の命名の提言に基づき、次のとおり町名を命名し、町名地番整理の実施を推進する。

町名	丁目	範囲	備考
谷保	一丁目	大字谷保字東之原、同御経塚	
	二丁目	大字谷保字一本松、同梅林の一部	
	(三丁目)	大字谷保字下モノ下の一部	米池一丁目
	(四丁目)	大字谷保字下ノ下の一部、同天神下の一部、同出井崎の一部、同岨ノ下の一部、大字青柳字向新田	米池二丁目
	(五丁目)	大字谷保字下モノ下の一部、同天神下の一部、同中新田の一部、同下新田、大字青柳字向新田	米池三丁目
	(六丁目)	大字谷保字天神下の一部、同出井崎の一部、同栗原の一部	谷保三丁目
	(七丁目)	大字谷保字滝乃院、同仮屋上、同下峯下、同峯上	谷保四丁目

町名	丁目	範囲	備考
青柳	一丁目	青柳一丁目1～45番地	実施済
	二丁目	大字谷保字上ノ下の一部、同上新田の一部、同栗原の一部、同雨成下の一部、同芝切場、大字青柳字甲州道中南の一部、大字石田字青柳入	
	三丁目	大字谷保字雨成下の一部、大字青柳字甲州道中南の一部、青柳三丁目1～20番地	一部実施済
泉	一丁目	泉一丁目1～38番地	実施済
	二丁目	泉二丁目1～13番地4	実施済
	三丁目	大字谷保字上ノ下の一部、同上新田の一部、同三家上の一部、同田村道、泉三丁目1～21番地	
	四丁目	泉四丁目1～26番地	実施済
	五丁目	大字谷保字出井崎の一部、同岨ノ下の一部、同寺ノ下、同上ノ下の一部、同中新田の一部、大字石田字谷保下	
矢川	一丁目	大字谷保字中峯下	
	二丁目	大字谷保字栗原の一部	
	三丁目	大字谷保字栗原の一部、矢川三丁目1～15番地	一部実施済
	四丁目	大字谷保字上峯下、大字青柳字峯面、大字石田字鶉久保	

#### 整備の優先

町名地番整理の実施は、土地区画整理事業等の基盤整備が完了した地区及び周辺を順次実施することとする。



# 町名案



凡例

	町界
	丁目界
	既町名地番変更実施地区

凡例

市界	
大字界	
小字界	
鉄道	
橋	
神社	
寺院	
学校	
市役所	
交番・駐在所	
郵便局	
電力線	
地番	

